

建設事業主のみなさまへ

建設現場の
人材確保を
もっと確かに。

建設現場労働者のための退職金制度

建退共

K E N T A I K Y O

民間工事が
メインでも
加入できます

建設業退職金共済制度は
建設業界のために、
国がつくった退職金制度です。

① 掛金は損金扱い! 新規加入で一部免除

② 電子ポイント方式なら手続きもカンタン!

③ 掛金は1日320円!

詳しい情報はこちら

建退共 🔍

<https://www.kentai-kyo.taisyokukin.go.jp/>



建設業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866

堅実な退職金制度が 働き手のモチベーションをアップ。 自社の魅力を高めます。

建退共制度は、建設現場で働く方々のために、国が作った退職金制度です。
事業主の方が、現場で働く労働者の働いた日数に応じて掛金を納付することで、
その労働者が建設業界で働くことをやめたとき働く方々に退職金が支払われます。
この業界全体で運用する退職金制度「建退共」を利用することで
労働環境として貴社の**魅力が高まり、優良な人材確保**につながります。



建退共制度 6つの特長

国の制度で 安全確実

退職金は**国で定められた基準により計算**。申請などの手続きはとても簡単です。

退職金は 企業間で通算

建退共加入企業であれば、勤め先が変わっても、**退職金を引き継ぐ**ことができます。

掛金が 一部免除

新規加入者については、**国が掛金の一部を補助**(初回交付の共済手帳の50日分)します。

掛金は 損金扱い

事業主が払い込む掛金は、**損金(法人企業)、必要経費(個人事業主)**として全額算入できます。

経営事項審査で 加点評価

公共工事入札の経営事項審査で、建退共制度に**加入し適切に履行している事業主は加点評価**されます。

オンラインで 手続き簡単

掛金納付はもちろん共済契約申込まで、**オンラインで手続き可能**。業務負担の軽減、掛金納付実態の透明化が図れます。

民間工事業主でも加入できるの？

建退共は、公共工事だけでなく民間工事でも適用されます。CCUS*との連携が進み、民間工事でも適正な見積りと証紙貼付、電子ポイント方式によるポイント充当が強化されています。

* CCUS=建設キャリアアップシステム

一人親方でも加入できるの？

建設業を営んでいればOK。一人親方の場合は、複数の一人親方が集まってつくる任意組合として加入できます。

【任意組合とは】一人親方(および共に働く技術習得中の方)が集まって組合をつくることです。その組合が当機構から認定されると、その組合を事業主とみなして制度を適用することができます。

